

山梨県公衆浴場法施行条例新旧対照表（第二一条関係）

新

旧

<p>（一般浴場の措置の基準）</p> <p>第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 出入口には、男女の別を表示し、<u>下足棚及び傘掛け</u>を設けること。</p> <p>二 脱衣場及び浴室は、男女別にし、<u>双方及び屋外から見通し</u>のできないよう区画すること。</p> <p>三 <u>浴場内に衣類及び携帯品を安全に保管することができ</u>る戸棚又は箱その他これらに類するものを設けること。</p> <p>四 脱衣場と流し場との境界は、<u>見通し</u>のできるガラス戸をもつて仕切ること。</p> <p>五 <u>脱衣場は、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造とし、その床は、耐水性の材料を用いること。</u></p> <p>六 略</p> <p>七 <u>浴槽</u>及び流し場は、不浸透性材料を用いること。</p> <p>八 <u>浴槽</u>の面積は、四・九五平方メートル以上とし、その壁の高さは、流し場から〇・三六メートルを下らないこと。ただし、温泉における壁の高さは、この限りでない。</p> <p>九・十 略</p> <p>十一 流し場には、<u>汚水の排除を容易にするため勾配を付ける</u>とともに、<u>覆い蓋</u>のある排水溝を設け、<u>汚水は、衛生上支障ない場所に排出させること。</u></p> <p>十二 常に清浄な<u>上がり湯及び上がり水</u>を十分に使用できるように、<u>適当数のコック</u>又は<u>カラン類</u>を設けること。</p> <p>十三・十四 略</p>	<p>（一般浴場の措置の基準）</p> <p>第四条 一般浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 出入口には、男女の別を表示し、<u>下足だな及びかさ掛け</u>を設けること。</p> <p>二 脱衣場及び浴室は、男女別にし、<u>双方及び屋外から見とお</u>しのできないよう区画すること。</p> <p>三 <u>脱衣場には、衣類及び携帯品を保管でき</u>るかぎのある戸だな又は箱を設けること。</p> <p>四 脱衣場と流し場との境界は、<u>見とおし</u>のできるガラス戸をもつて仕切ること。</p> <p>五 <u>脱衣場は、天井張りとし、床は、厚板張りとする</u>こと。</p> <p>六 略</p> <p>七 <u>浴そう</u>及び流し場は、不浸透性材料を用いること。</p> <p>八 <u>浴そう</u>の面積は、四・九五平方メートル以上とし、その壁の高さは、流し場から〇・三六メートルを下らないこと。ただし、温泉における壁の高さは、この限りでない。</p> <p>九・十 略</p> <p>十一 流し場には、<u>汚水の排除を容易にするため勾配をつける</u>とともに、<u>おおいぶた</u>のある排水溝を設け、<u>汚水は、衛生上支障ない場所に排出させること。</u></p> <p>十二 常に清浄な<u>上がり場及び上がり水</u>を十分に使用できるように、<u>適当数のコック</u>又は<u>カラン類</u>を設けること。</p> <p>十三・十四 略</p>
---	--

十五 入浴者が利用しやすい場所において飲料水を供給することができる体制を整備するとともに、当該場所に飲用に適する旨の表示をすること。

十六 便所は、男湯、女湯別に設け、防虫及び防その設備をし、便器及び便槽には、不浸透性材料を用い、流水式の手洗装置を設けること。

十七 浴槽の湯は、営業中常に満ちているようにすること。

十八 浴槽の湯は、毎日一回以上更新し、特に汚染したときは、その都度更新すること。

十九 浴槽は、伝染性疾患予防のため薬品をもつて消毒すること。

二十 浴槽ごとに、温度計を備えること。

二十一 略

2 略

(特殊浴場の措置の基準)

第五条 個室を設けない特殊浴場の事業者が講じなければならぬ措置の基準は、前条第一項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

一 前条第一項第四号、第七号から第十号まで、第十二号から第十四号まで、第十七号及び第十八号に定める基準 知事が公衆衛生上特に支障がないと認めるとき。

二 前条第一項第一号（出入口に男女の別を表示する部分に限る。）、第二号（脱衣場及び流し場を屋外から見通し）ので

十五 浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に一箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、これに飲用に適する旨の表示をすること。

十六 便所は、男湯、女湯別に設け、防虫及び防その設備をし、便器及び便そうには、不浸透性材料を用い、流水式の手洗装置を設けること。

十七 浴そうの湯は、営業中常に満ちているようにすること。

十八 浴そうの湯は、毎日一回以上更新し、特に汚染したときは、そのつど更新すること。

十九 浴そうは、伝染性疾患予防のため薬品をもつて消毒すること。

二十 浴そうごとに、温度計を備えること。

二十一 略

2 略

(特殊浴場の措置の基準)

第五条 個室を設けない特殊浴場の事業者が講じなければならぬ措置の基準は、前条第一項各号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他の特別の理由により、これらの基準によりがたい場合であつて、当該各号に定めるときは、これらの基準によらないことができる。

一 前条第一項第四号、第七号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に定める基準 知事が公衆衛生上特に支障がないと認めるとき。

二 前条第一項第一号（出入口に男女の別を表示する部分に限る。）、第二号（脱衣場及び浴室を屋外から見とおし）ので

きないよう区画する部分を除く。)第十六号(便所を男湯及び女湯で別に設ける部分に限る。)及び第二十一号に定める基準 知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認めるとき。

2 個室を設ける特殊浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 略

二 個室には、浴槽又はシャワーを設けること。

三 浴槽の湯水は、使用の都度取り替えること。

四 略

五 個室の出入口は、縦一・七メートル以上横〇・六メートル以上とし、扉等を設ける場合は、通路の床面から高さ一・二メートルを底辺として、縦〇・三メートル以上横〇・六メートル以上の内部を見通すことができる無色透明のガラス窓を設けること。

六 扉には、鍵その他これに類するものを付けないこと。

七 十二 略

十三 個室は、個室の出入口から内部全体を見通すことができる構造及び配置とし、見通しを遮る物を掲げ、又は置かないこと。

十四 個室内の照明用電燈の点滅スイッチは、個室外に設け、一のスイッチで全部の電燈が点滅できるものとし、明暗調節の器具は備えないこと。

十五 マツサージ台の高さは、〇・五メートル以上とすること。

きないよう区画する部分を除く。)第十六号(便所を男湯及び女湯で別に設ける部分に限る。)及び第二十一号に定める基準 知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認めるとき。

2 個室を設ける特殊浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 略

二 個室には、浴そう又はシャワーを設けること。

三 浴そうの湯水は、使用のつど取り替えること。

四 略

五 個室の出入口は、縦一・七メートル以上横〇・六メートル以上とし、とびら等を設ける場合は、通路の床面から高さ一・二メートルを底辺として、縦〇・三メートル以上横〇・六メートル以上の内部を見通すことができる無色透明のガラス窓を設けること。

六 とびらには、かぎその他これに類するものを付けないこと。

七 十二 略

十三 個室は、個室の出入口から内部全体を見通すことができる構造及び配置とし、見通しをさえぎる物を掲げ、又は置かないこと。

十四 個室内の照明用電燈の点滅スイッチは、個室外に設け、一のスイッチで全部の電燈が点滅できるものとし、明暗調節の器具は備えないこと。

十五 マツサージ台の高さは、〇・五メートル以上とすること。

十六 個室には、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等入浴に必要でない物品を備え付け、又は持ち込まないこと。

十六 個室には、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等入浴に必要でない物品を備え付け、又は持ち込まないこと。